

馬路村教育振興基本計画

令和6年4月策定

馬路村教育委員会



目次

第1章 総論.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画期間.....	2
第2章 馬路村の教育をめぐる現状と課題.....	3
1. 人口減少と少子高齢化の進行.....	3
2. 児童生徒数の推移.....	5
3. 学校教育の状況.....	5
4. 山の学校留学制度（魚梁瀬山村留学）.....	6
5. 社会教育.....	6
6. 地域文化.....	7
第3章 基本計画の目指す人間像（基本理念）と基本方針.....	8
1. 将来像.....	8
2. 目指す人間像（基本理念）.....	8
3. 4つの基本的な方針.....	8
①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成.....	8
②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け 教育の推進.....	9
③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進.....	9
④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進.....	9
第4章 目標、基本施策及び指標.....	10
目標1 確かな学力の育成.....	10
目標2 豊かな心の育成.....	11
目標3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成.....	13
目標4 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成.....	14
目標5 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂.....	15
目標6 生涯学び、活躍できる環境整備.....	15
目標7 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上.....	16
目標8 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進.....	16
目標9 教育DXの推進・デジタル人材の育成.....	17
目標10 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保.....	18

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨

昨今の社会情勢は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や社会情勢の不安定化による予測困難な時代の中で、少子高齢化による人口の減少、グローバル化の進展、地球規模環境など、さまざまな社会的課題が混在している。地域社会や学びの変化への対応など、新しい時代を見据え、教育の果たす役割はますます重要となっている。

本村では、平成18年の教育基本法の改正に伴い、平成26年度から令和5年度までの10年間を見通した基本方針を定め、計画の推進に取り組んできた。令和3年度には、計画前期の5年間（平成26年度から平成30年度）が経過したことから、前期実施状況並びにニーズの多様化と取り巻く環境の変化等を踏まえ、見直し等を行ってきた。



今回の計画では、社会や時代の変化等考慮し5年間の計画期間とし、馬路村振興計画にある村の将来像として掲げている「ひと笑い、やま潤い、おら賑わう、未来につなぐ馬路村」に繋がるよう馬路村教育振興の基本的事項を定めるものです。

2. 計画の位置付け

馬路村教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌しつつ、高知県教育振興基本計画や馬路村振興計画との整合を図りながら、馬路村の教育の振興に関する基本計画です。

計画の対象は、学校教育・生涯学習（社会教育）にかかわる教育施策全般とします。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3に基づき、本村の実情に即した教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を兼ねるものとします。

【参考】

●教育基本法（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

3. 計画期間

この計画は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）の5か年とします。

第2章 馬路村の教育をめぐる現状と課題

1. 人口減少と少子高齢化の進行

近年、全国的に過疎化及び少子高齢化が叫ばれていますが、本村の過疎化はその先を行っており、国勢調査による村の人口の推移をみると、昭和35年（1960年）の3,425人をピークに年々減少しています。令和2年（2020年）の村の人口は745人で、平成22年（2010年）の1,013人と比較すると26.5%減になっています。

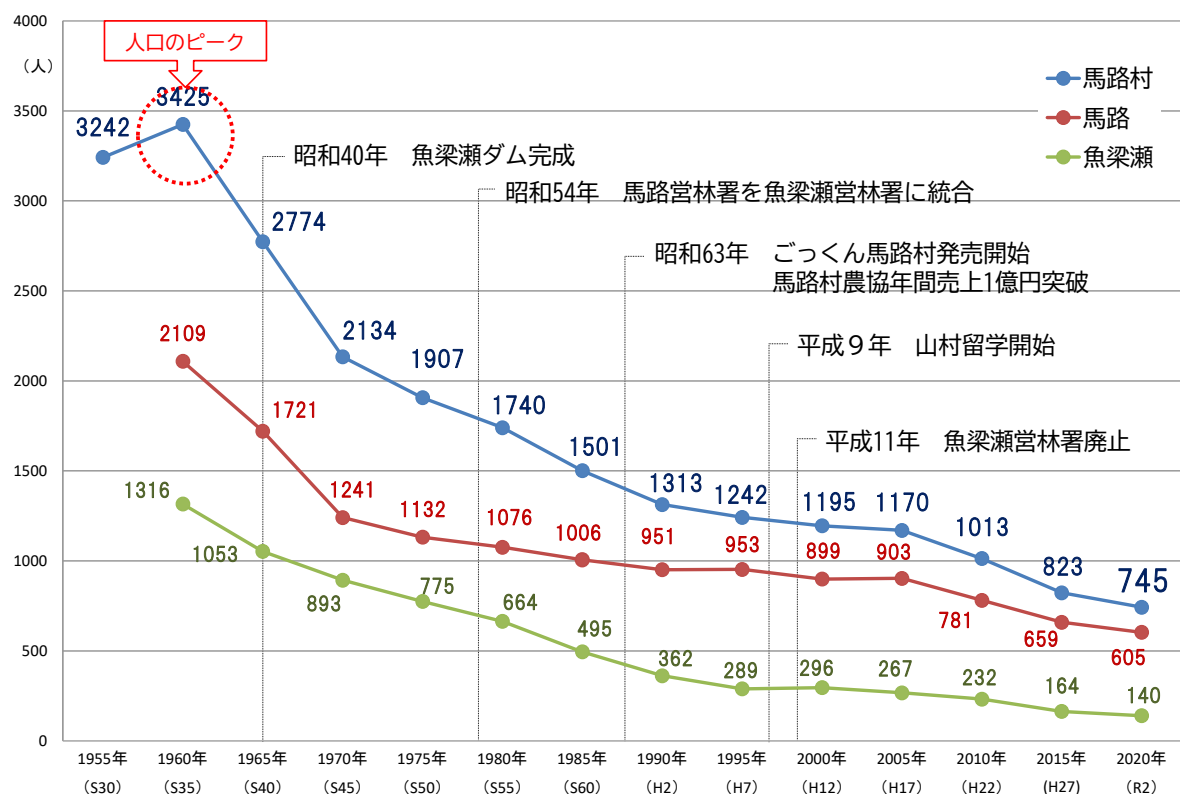
世帯数をみると、令和2年（2020年）は376世帯で、平成22年（2010年）の450世帯と比較すると16.4%減になっています。1世帯当たり人員は1.98人で、平成22年（2010年）の2.3人より13.9%減になっています。

令和2年度の年齢階層別に見てみると、年少人口（14歳以下）が82人で11.0%となっており深刻な少子化進行の現状が見られます。生産年齢人口（15歳～64歳）においても358人で48.1%と本村人口の減少に伴って総数は減少しています。老年人口（65歳以上）については305人で40.9%となっており、年々高齢化が進んでいることが見て取れます。

少子高齢化に伴い、過疎化が進んでいる本村においては、集落機能の維持が困難な地区が出来たり、経済活力や地域力の更なる減退が懸念されたりしており、このような現状に対応した社会・経済システムの再構築や村の振興策が求められています。

■馬路村の人口の推移

（出典／国勢調査）



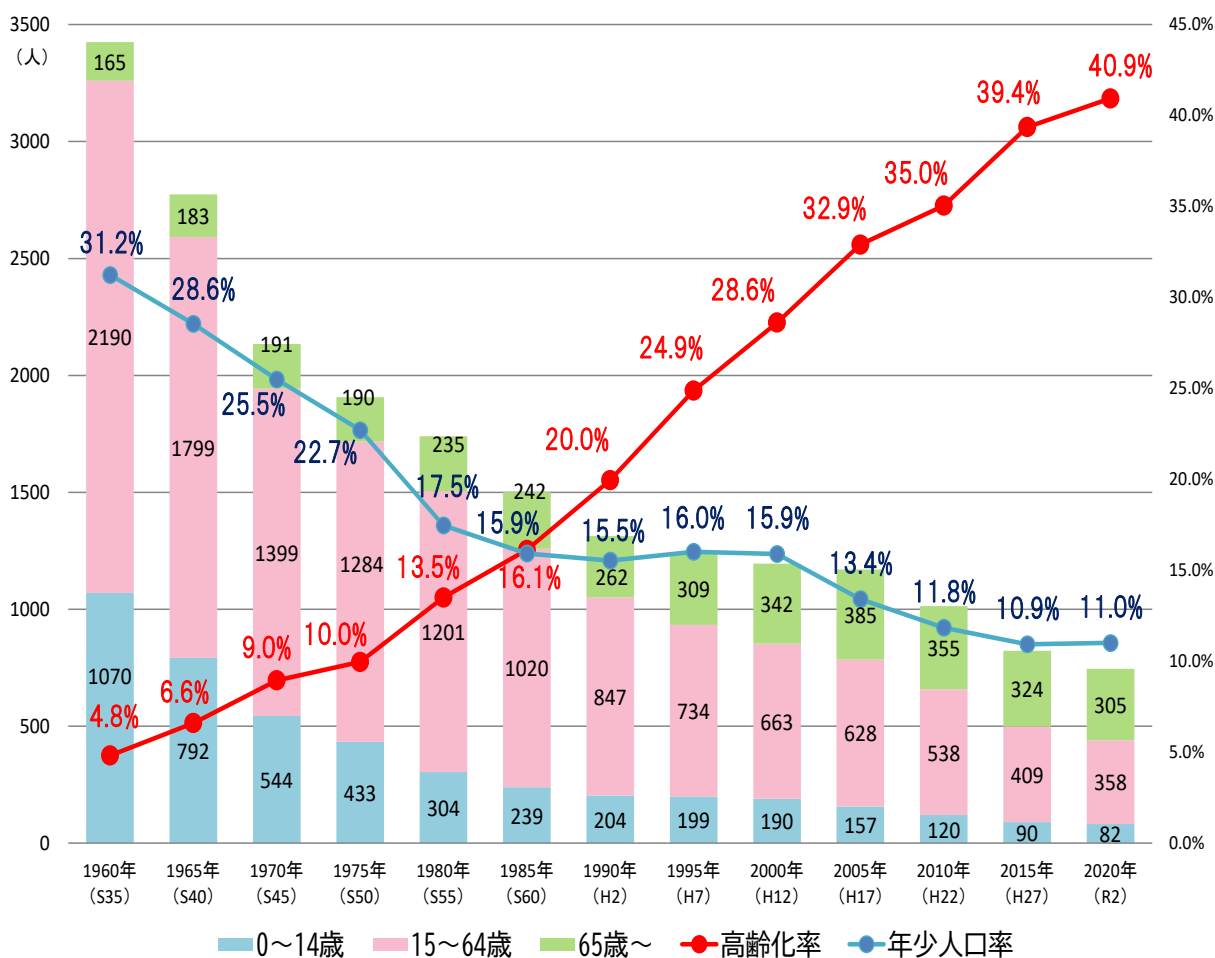
■馬路村の人口と世帯数の推移

(出典／国勢調査、単位／人口：人、世帯：世帯)

区分		平成17年	平成22年（2010年）		平成27年（2015年）		令和2年（2020年）	
		実数	実数	対前期増減比	実数	対前期増減比	実数	対前期増減比
人口	総数	1,170	1,013	-13.4%	823	-18.8%	745	-9.5%
	0～14歳	157	120	-23.6%	90	-25.0%	82	-8.9%
	15～64歳	628	538	-14.3%	409	-24.0%	358	-12.5%
	65歳以上	385	355	-7.8%	324	-8.7%	305	-5.9%
世帯数		500	450	-10.0%	391	-13.1%	376	-3.8%
1世帯当たりの人員		2.34	2.3	-1.7%	2.1	-8.7%	1.98	-5.7%

■馬路村の年齢別人口と高齢化率及び年少人口率の推移

(出典／国勢調査)



2. 児童生徒数の推移

本村の年少人口減少に伴い、馬路・魚梁瀬の児童・生徒数も大きく減少を続けて来ました。平成 10 年の 116 人が令和 5 年には 54 人となっており、この間で 62 人の減で率にして約 46.6%の減となっています。近年は、複式学級の恒常化に加えて、在籍が無い学年も出ています。

今後小学校入学予定の 0 歳からの乳幼児数を見ると、各年度で 2 人から 4 人程の推移となっています。

こうした状況を踏まえ、主な要因である少子化への対策や小規模校での特性を生かした小・中一貫教育の実施や、児童・生徒の個に応じた育成が本村教育の重要な課題となっています。

■児童・生徒数の推移の状況

(単位：人)

学校名	小学校		小計	中学校		小計	総計
年度	馬路	魚梁瀬		馬路	魚梁瀬		
H10 年度	50	23	73	33	10	43	116
H20 年度	41	18	59	33	7	40	99
H30 年度	28	15	43	11	5	16	59
H31 年度	32	14	46	13	5	18	64
R2 年度	30	10	40	16	4	20	60
R3 年度	33	9	42	12	7	19	61
R4 年度	29	8	37	11	6	17	54
R5 年度	29	5	34	12	8	20	54

3. 学校教育の状況

本村では、馬路地区と魚梁瀬地区の各地区に、小学校及び中学校がそれぞれ 1 校ずつ設置されています。馬路小学校は昭和 52 年度（1977 年）に、馬路中学校は昭和 55 年度（1980 年）に改築されました。魚梁瀬小・中学校は昭和 39 年度（1964 年）に改修され、魚梁瀬小学校は平成 10 年度（1988 年）に再改築されました。魚梁瀬中学校は魚梁瀬小学校と一貫した対応を行うため、校舎も魚梁瀬小学校を併用し、小・中学校の校舎としています。

両地区ともに児童・生徒数の減少が深刻な課題となっており、令和 5 年度（2023 年）の児童・生徒数は、馬路小学校が 29 人、馬路中学校が 12 人、魚梁瀬小学校が 5 人、魚梁瀬中学校が 8 人で、複式学級による学校経営を余儀なくされています。今後もこの傾向が大

幅に改善される見込みはなく、引き続き、馬路・魚梁瀬両校ともに小・中一貫教育を基本に、小規模校の特性が活かされる学校形態づくりが課題となっています。

そのような状況の中、村では、「望ましい勤労観・職業観を持ち、たくましく未来を切り拓く児童・生徒の育成」を目指したキャリア教育や、小・中学校が連携して9年間を通じた教育活動の推進を教育行政の重点課題として学校や地域・家庭での取り組みに掲げています。そのため、「学校評価」や「学校改善プラン」等で開かれた学校づくり、県補助を受けて実施している教育版「地域アクションプラン」などにより、学校運営や授業の改善を図り、学校は家庭や地域との理解を深めるとともに、地域に連携した取り組みによる教育の振興を図ってきました。

令和5年4月に実施された全国学力・学習状況調査の結果では、本村の小学生については、引き続き全国平均の定着状況であり、中学生については全国平均に達してはいないものの、着実に改善がなされてきました。

少子化による児童・生徒の減少、それに伴う学級の複式化と教員数の減や学力・体力向上など、多様な教育課題の現状を踏まえ、馬路村の今後の教育の全体像や個々の目標・基本施策について検討を行い、これらの教育課題を中心に取り組みを進めること、さらには校外活動として続けている村内職場体験やゆず取ボランティアなど、地域の中に入って馬路村を知る教育に努めており、今後もふるさと意識の醸成のため、事業の継続が望まれています。

4. 山の学校留学制度（魚梁瀬山村留学）

魚梁瀬地区では、平成9年（1997年）より、山の学校留学制度（魚梁瀬山村留学）を実施しており、保護者との同居を条件に他地域から転居転校を受け入れています。保育から中学校2年生までの児童・生徒を受け入れの対象とし、留学用住宅は「山の学校留学制度」推進委員会が斡旋しています。

この取組は、魚梁瀬の豊かな自然環境中で相互交流を深め、一人一人の個性を伸ばし、より豊かな心を育てる学校教育の推進と校下地域の活性化をはかることを目的としています。また、子どもだけでなく、保護者の山村留学でもあり、魚梁瀬地区での暮らし等を通して、家族の新たな成長も育んでいます。

5. 社会教育

本村では、馬路村集会センターうまなびと魚梁瀬多目的施設を拠点に、趣味や教養等の生涯学習活動、スポーツ活動、レクリエーション活動等の社会教育活動等が行われています。また、馬路村文化祭や芸能発表会等の開催を通して、創作や発表等の機会づくりを進め、地域の文化活動を推進しています。

村民が個人の力を高めながら、つながりあい、積極的に行動することは、地域振興において重要なことで、人材の育成と地域コミュニティの醸成等に向けて、あらゆる世代を対象とした社会教育の推進が課題となっています。

6. 地域文化

12月に行われる馬路熊野神社の神祭では、天の神の神楽が実施されています。また10月に行われる魚梁瀬熊野神社の神祭では、平家の落人が起源とされる古式弓射式が実施されています。このほかに謡の口開け等があり、いずれも村指定無形民俗文化財です。

金林寺薬師堂は、室町時代後期の寄棟造の建造物で、国指定重要文化財です。金林寺には、木造不動明王立像等の国指定重要文化財、木造薬師如来坐像等の県指定保護有形文化財、木造持国天立像等の村指定有形文化財もあります。

中芸地域にある18件の旧魚梁瀬森林鉄道施設が国指定重要文化財となっていますが、本村にはそのうち、平瀬隧道、五味隧道、落合橋、河口隧道の4件が存在しています。

国重要文化財の指定を受けて、「森林鉄道から日本一のゆずロードへーゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化ー」のストーリーが日本遺産となり、中芸地域全域に48件の構成文化財が認定されました。

本村には、上記4件の旧魚梁瀬森林鉄道施設のほかに、支線跡遺構群、旧馬路営林署、野村式機関車、昭和初期の林業関係の写真、千本山、藩政期の植林地、朝日出山の大杉（村指定天然記念物）、木材生産用具、ゆず畑の景観、ゆず料理、柚子搾汁機、ゆずはじまる祭り、金林寺薬師堂といった構成文化財があります。

村古来の行事、林業や柚子に関わる山村の営み、それらに関わる建造物や景観等は、本村の成り立ちを次世代に伝える重要な歴史資源であり、保存活用や継承等に向けた活動の継続が必要です。また、当時の歴史文化等を展示している馬路村郷土館の有効活用が課題となっています。



魚梁瀬森林鉄道（谷村式機関車）

第3章 基本計画の目指す人間像(基本理念)と基本方針

1. 将来像

「ひと笑い、やま潤い、むら賑わう、未来につなぐ馬路村」

馬路村は都市部から遠く平地の少ない中山間地であり、人口が大幅に増加して何でも揃うようになることは想定できません。しかし、与えられた自然環境の下で地域資源を最大限に活用することにより、他の地域との共生の中で馬路村という枠組みを維持・存続し、村民の幸せを実現するとともに、次世代につなげていかなければなりません。このような考えのもと、本村の将来像を、「ひと笑い、やま潤い、むら賑わう、未来につなぐ馬路村」とします。

2. 目指す人間像（基本理念）

- ◆ 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく人
- ◆ 郷土への愛着と誇りを大切にしながら、広い視野で高い志を掲げ、馬路村の将来を担える人
- ◆ 多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働し合う人

3. 4つの基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・社会の持続的な発展への対応
- ・グローバル人材の育成
- ・主体的に社会の形成に参画する態度の育成と価値創造の志向意識の醸成
- ・主体的・対話的で深い学びによる授業改善
- ・アクティブ・ラーニングの充実
- ・持続可能な社会の創り手の育成に貢献するESD（持続可能な開発のための教育）の推進
- ・多様な才能・能力を生かす教育の推進
- ・生涯学習の推進

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・ 共生社会の実現に向けた教育の推進
- ・ 地域社会に根差したウェルビーイングの向上

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・ 社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成
- ・ 社会教育施設の機能強化
- ・ 生涯学習社会の実現

④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

- ・ 各学校における教育 DX の推進
- ・ デジタル活用支援とリアル活動の推進



ゆずの花

第4章 目標、基本施策及び指標

目標Ⅰ 確かな学力の育成

学校段階間・学校種間及び学校と社会との連携・接続を図りつつ、各学校段階を通じて、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力の育成、幅広い知識と教養、専門的能力、職業実践力の育成を図る。また、多様な個々の状況に応じた学びの実現を目指す。

【基本施策】

○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

・個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するため、1人1台端末等を円滑に活用した児童生徒への学習指導・生徒指導等の在り方や、教科書、教材、関連ソフトウェアの在り方、学校内外の環境整備の在り方等について、必要な取組を進める。

○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施

・新しい時代に求められる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を含む)の育成に向け、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった、効果的な指導の実践事例に係る情報等を通じ、周知・徹底を図る。

○全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用

・教育施策の成果や課題を把握・分析し、結果を活用することにより、教育施策の改善、及び教育指導の改善・充実を図る。また、CBTの特性・利点を生かした出題等、調査の一層の質の向上と、教育データの収集・分析・利活用の充実によるEBPMの推進を図るため、全国学力・学習状況調査のCBT化を進める。

○キャリア教育・職業教育の充実

・児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進する。

【指標】

- ・知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、現状の維持・向上を図る。
- ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加
- ・全国学力・学習状況調査の結果を分析し、具体的な教育指導の改善を図る。

目標 2 豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子供の最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図るとともに人格の形成や社会の持続的発展の基盤を育む。

【基本施策】

○主観的ウェルビーイングの向上

・日本社会に根差したウェルビーイングの概念整理を踏まえた上で、幸福感や自己肯定感、他者とのつながりなどの主観的なウェルビーイングの状況を把握し、道徳教育や特別活動(清掃や学校給食を含む)、体験活動、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、生徒指導など学校教育活動全体を通じて子供たちのウェルビーイングの向上を図る。

○道徳教育の推進

・自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科道徳を要とした道徳教育を推進する。

○発達支持的生徒指導の推進

・新たに改訂した生徒指導提要进行を踏まえ、生徒指導の実践に当たっては、課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校・教職員がいかにそれを支えるかという発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた働きかけを進める。

○いじめ等への対応、人権教育の推進

・いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携の推進などいじめ防止対策の強化に向けて必要な施策を講じる。

・問題行動等を起こす児童生徒に対しては、問題行動等の背景を十分にアセスメントした上で、健全な人格の発達に配慮しつつ、必要な指導・支援を行う。

・誰もが安心できる教育現場を実現するため、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめなど学校のみでは対応しきれない場合には直ちに警察に相談・通報を行うことや、学校・警察双方において連絡窓口となる職員の指定を徹底するなど、学校・教育委員会と警察等の関係機関との連携・協力を促進する。

・体罰は学校教育法で禁止されており、いかなる場合も許されるものではない。体罰や暴言等の不適切な指導等が児童生徒の不登校や自殺のきっかけとなる場合もあることから、これらの根絶に向けて、教育委員会等の研修や相談体制の整備を促進する。

・学校における人権教育の在り方等について、最近の動向等を踏まえた参考資料の作成・周知や調査研究の実施・成果の普及等により、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を推進する。

○児童生徒の自殺対策の推進

・児童生徒の自殺者数は増えており、児童生徒が自ら命を絶つようなことのない社会を作らなければならない。「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を受けSOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育を推進する。

○生命(いのち)の安全教育の推進

・性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、生命(いのち)を大切にし、子供たちを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため、学校等における「生命(いのち)の安全教育」を推進する。

○読書活動の充実

・子供の読書活動の推進に関する基本計画等に基づき、学校図書館の整備充実、多様な子供の読書機会の確保、子供の読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じ、子供の読書活動を推進する。

○伝統や文化等に関する教育の推進

・郷土の伝統や文化を継承・発展させるための教育を推進する。

○青少年の健全育成

・青少年が、自律して主体的にインターネットを利用できるようにするため、学校において発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力の育成を図るとともに、適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組を推進するなど、地域社会、家庭等に対する啓発活動を行う。

○文化芸術による子供の豊かな心の育成

・文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、子供たちの教育においても重要である。文化芸術を通じて、子供たちの豊かな心の育成を図るため、子供たちが文化芸術に触れる機会や、地域において伝統文化等を体験する機会の確保、文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を進める。

【指標】

- ・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
- ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加
- ・普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加
- ・友達関係に満足している児童生徒の割合の増加
- ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加

- ・自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合の増加
- ・困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加
- ・人が困っているときは進んで助けていると考える児童生徒の割合の増加
- ・先生は自分のいいところを認めてくれると思う児童生徒の割合の増加
- ・子供の不読率(1か月に1冊も本を読まなかった子供の割合)の減少
- ・子供の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合の増加
- ・健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の増進と体力の向上を図る。

目標3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立や学校保健の推進により、心身の健康の増進と体力の向上を図る。

【基本施策】

○学校保健、学校給食・食育の充実

・子供たちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指し、また、肥満・痩身、アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルスの問題など、複雑化・多様化する子供たちの現代的な健康課題に対応するため、がんや薬物乱用防止、心の健康、食に関する指導など、学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実するとともに、養護教諭・学級担任・栄養教諭・学校医等が行う健康相談及び保健指導、保健管理、保健組織活動等の取組を推進するなどの学校保健、学校給食・食育の充実を図る。

・養護教諭をはじめとする教職員の資質能力の向上を図るとともに、学校保健委員会を効果的に活用するなどして、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等との連携による学校保健の推進を図る。

・子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学習指導要領に基づき、各教科等を通じた食育を推進する。その際、小・中学校等においては、「生きた教材」である学校給食を活用した実践的な指導を行うなど、栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る。あわせて、食に関する指導を充実させるため、栄養教諭の資質能力向上を図るとともに、学校給食の実施率向上や、学校給食における地場産物・有機農産物を活用する取組、栄養教諭による食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導の充実を促す。

○生活習慣の確立、学校体育の充実

・子供が情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等の状況等も踏まえつつ、学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」の継続的な推進等を通じ、子供の基本的な生活習慣の確立につながる活動を展開する。

・体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず共に学ぶ体育活動を通じて、運動好きな子供や運動に親しむ子供を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図る。

○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実

・子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進める。

○スポーツを通じた健康増進

・性別・年齢等に応じたスポーツ実施の普及啓発やスポーツの習慣化促進等を通じて、誰もがスポーツに親しむ環境を整備し、スポーツを通じた心身の健康増進を目指す。

【指標】

- ・成人・障害者のスポーツ実施率の向上
- ・朝食を欠食する児童生徒の割合の減少
- ・1週間の総運動時間(体育授業を除く。)が60分未満の児童生徒の割合の減少
- ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合の増加

目標4 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、規範意識、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度などを養う。

【基本施策】

○持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

・学習指導要領等に基づき「持続可能な社会の創り手」を育む。

○環境教育の推進

・持続可能な社会の担い手を育成するため、学習指導要領に基づき環境教育を進める。また、地域等においても環境保全についての理解を深めるとともに、持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるため、自然体験活動や農山漁村体験などの体験活動の推進等を図る。

【指標】

- ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加
- ・学級生活をよりよくするために学級会(学級活動)で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加

目標5 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

障害や不登校、特異な才能等の多様なニーズを有する子供たちに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会を確保するとともに、全ての子供たちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会も確保することなどを通して、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現し、ウェルビーイングの向上を図る。

【基本施策】

○不登校児童生徒への支援の推進

・令和5年3月に策定した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」等に基づき、①多様な学びの場の確保、②1人1台端末等を活用した早期発見・早期支援の実施、③学校風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするなどの不登校対策を推進する。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、オンラインの活用も含め、相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援1人1台端末を活用した児童生徒の健康状態や気持ちの変化の早期発見、「チーム学校」による早期支援を推進する。

【指標】

- ・困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合の増加

目標6 生涯学び、活躍できる環境整備

人生100年時代を見据え、全ての人のウェルビーイングの実現のためにも、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備する。多様な世代への情報提供や学習成果の可視化、仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図る。

【基本施策】

○高齢者の生涯学習の推進

・高齢者を含め、全ての人が、世代を超えて互いに交流しながら、各々の生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」を実現するため、生涯を通じて学び、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境を整備する。

○生涯を通じた文化芸術活動の推進

・年齢や障害の有無にかかわらず、生涯を通じて文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができるよう、文化芸術活動の促進を図る。

【指標】

- ・生涯学習をしたことがある者の割合の増加
- ・学習の理由として、「①家庭や日常生活に生かすため」、「②人生を豊かにするため」、「③健康の維持・増進のため」、「④教養を深めるため」、「⑤他の人との親睦を深めたり、友人を得たりするため」、「⑥地域や社会における活動に生かすため」を挙げた者の割合の増加

目標 7 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちを育む学校づくりを推進する。

【基本施策】

○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する。

○家庭教育支援の充実

・子供を育てる上で不安を感じたり、身近に相談相手がいなかったりする状況にある保護者を、乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目なく支援するため、保護者に寄り添う家庭教育支援の推進を図る。

○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

・子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備を着実に進める。

【指標】

- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画した地域住民等の増加

目標 8 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

地域コミュニティの基盤強化に向けて、地域住民の学びの場である社会教育施設の機能強化や社会教育人材養成等を通じ、社会教育を推進する。

【基本施策】

○社会教育施設の機能強化

・社会教育施設の機能強化に向けて、地域コミュニティづくり、地域課題の解決等において社会教育施設が果たすべき役割を明確化することなどにより、教育力の回上を図る。集会センターうまなびの強化を図る観点から、子供の居場所としての活用、住民相互の学び合い・交流の促進を図る。

【指標】

・これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を

①家庭・日常の生活に生かしている人の割合の向上

②地域や社会での活動に生かしている人の割合の向上

目標9 教育DXの推進・デジタル人材の育成

教育においてICTの活用が「日常化」するよう、デジタル人材育成、社会教育分野のデジタル活用推進等に取り組む。

【基本施策】

○人I台端末の活用

・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、教育の質を回上させていくため、人I台端末を用いたデジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用、ICT支援員の配置の充実を図る。

○児童生徒の情報活用能力の育成

・情報化が社会の中で果たす役割や影響、情報技術に関する制度・マナー、個人が果たす役割や責任、情報の真偽を吟味する力、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けさせることを重視するとともに、動画教材などコンテンツの充実を図り、学校だけではなく、自分自身でも学ぶことができる環境を構築する。

○教師の指導力向上

・情報活用能力育成のために、プログラミング教育の充実に向けた研修、情報活用能力などを推進し、教師の指導力向上を図る。また、情報モラル教育の充実を図るためにコンテンツの拡充や最新の情報提供などの取組を行う。

○校務DXの推進

・教職員が場所を選ばず校務を処理できる環境の普及による教職員の負担軽減・働きやすさの向上や、校務系・学習系・行政系データの連携・分析・利活用による学習指導・学校経営の高度化・効率化等を目指す。

【指標】

- ・児童生徒の情報活用能力(情報活用能力調査の能力値)の向上
- ・教師の[CT活用指導力(授業にICTを活用して指導する能力、児童生徒のICT活用を指導する能力)の改善
- ・児童生徒一人一人の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面でのICT機器の活用頻度の増加
- ・児童生徒同士がやりとりする場面でのICT機器の活用頻度の増加
- ・ICT機器を活用した授業頻度の増加

目標 10 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保

学校施設について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備等を進め教育環境を充実する。また、子供たちが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、学校安全を推進する。

【基本施策】

○学校施設の整備

・公立学校について、安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備について長寿命化改修等を通じて計画的・効率的に推進するとともに、非構造部材の耐震対策、避難所ともなる学校施設の防災機能強化(トイレの洋式化、空調設置やバリアフリー化を含む。)を図る。

○学校安全の推進

・児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、その安全の確保が保障されることが不可欠の前提であるため、学校安全に関する組織的取組の推進、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進、学校における安全教育、学校における安全管理の取組を進める。

・災害が生じた際の学校安全の確保、学校施設の防災機能強化などの、教育環境の確保に取り組む。あわせて、防災教育の充実を図る。

【指標】

- ・学校施設の老朽化対策の実施率の向上
- ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の減少



魚梁瀬杉